

「インターネットで他人の個人情報を流したり、誹謗中傷や無責任なうわさを広めたりすることは、人権侵害につながります」

インターネットでは、自分の名前や顔を知られることなく簡単に発信することができます。そのため、匿名性を悪用した人権侵害が発生しています。最近では、いじめなどの問題をきっかけに、インターネット上にその事件の関係者とされる人たちに関して、ひどい言葉を用いた書き込みや不確かな情報に基づく無責任な書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない嫌がらせや悪口）する書き込みがされたりしていると報道されています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書

き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難なほど重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損の罪に問われることもあります。



所得税の還付申告は1月から

所得税の確定申告は、全国の税務署などで2月16日～3月15日の期間に一齐に開始されますが、還付申告については、平成30年1月から受付ができません。

平成29年中が次のようなケースに当てはまる場合は、給与等から源泉徴収された所得税が還付されますので、確定申告期間に入ってからではなく、税務署が混雑する前に申告されることをお勧めします。

①中途退職により、年末調整を受けていない場合

平成29年中に中途退職をされた人は、退職までの給料が年末調整されていないため、給与から徴収された所得税が多く引かれており、確定申告により還付されます。

②多額の医療費を支払った場合

自分や家族などの病気や事故などで、総所得金額等が200万円以上の人は正味の医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）を越える医療費を支払ったときは、所得税の還付を受けることができます。対象となるのは、給与等から所得税を徴収されている人で、保険金等で補填される金額を差し引いてさらに10万円（総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%）を控除した金額が医療費控除額となります。

③住宅ローンにより一定の要件のマイホームを取得した場合

住宅ローンを新築、購入、増改築したときは、一定の条件に該当すれば、確定申告により給与等で徴収された所得税から税額控除する方法で還付を受けることができます。

④その他

特定の寄付をしたとき、配当所得があり配当控除を受けるとき、災害や盗難などで資産に損害を受けたときにも申告により給与等から引かれた所得税が還付されます。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

年金受給者が死亡したときはすみやかに届け出をしましょう

年金を受ける権利は死亡するとなくなります。年金受給者が死亡したときは、「年金受給権者死亡届」を速やかに年金事務所へ提出してください。

提出が遅れると年金が過払いになり、遺族から返納していただくこともありますので、ご注意ください。

また、年金は死亡した月の分まで支払われます。まだ受け取っていない年金がある場合、死亡当時に受給者と生計を同じくしていた一定の範囲のご遺族は、未支給年金を請求できますので、死亡届と一緒に「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。なお、提出する際には次の書類が必要になります。

【添付書類】

- ・「年金受給者死亡届」のみを提出する場合
 - ①死亡した受給者の年金証書
 - ②死亡の事実を明らかにできる書類

- ・未支給年金を請求する場合
 - 前記の①・②に加えて
 - ③死亡した受給者と請求者の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本など）
 - ④死亡した受給者と請求者が生計を同じくしていたことがわかる書類（住民票など）
 - ⑤請求者の金融機関の通帳

※これら以外にも添付書類が必要な場合もありますので、お問い合わせください。

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

前橋年金事務所

☎027-231-1709

住民自治のまちづくり

経営企画課 ☎64-7711

日本語が上手になりました

10月22日に勤労者センターを会場に、町国際交流協会主催「第2回玉村に住む外国人による日本語発表会」が行われました。日頃、協会の日本語教室で勉強している17人の外国人が日本に来て感じたことや思い出などを、日本語で発表しました。当日は台風の影響や、国政選挙と重なり来場者数は少なめでしたが、発表を聞いた人たちは「すばらしかった。みんなに聞いてもらいたい」と話していました。来年も発表会を予定しています。ぜひ聞きに来てください。

日本語が話せれば誰でもボランティアができます。ぜひ参加してみませんか？

問い合わせ先 住民活動サポートセンター「ばる」
☎65-7155

